

以下の各項目は、お申込み前の重要な情報となりますので、必ずお読みいただきます様お願いします。更に各項目の内容およびメール等の通信記録については、保存されることをお勧めいたします。

手配旅行条件書

株式会社 アースデザイン

本旅行条件書は、旅行業第12条の4に定めるところによる取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■旅行のお申し込みと契約の成立時期

1) 弊社は電話、郵便及びファクシミリ・電子メール他の通信手段による予約の申込みを受け付けます。航空券予約またはホテル予約のみを手配代行する手配旅行のご予約は、弊社より航空便またはホテルの部屋等の確保出来た旨の連絡をした時点で、旅行契約が成立したものといたします。申込金や申込書のご提出がなくても正式なご予約となりますのでご注意ください。なお、ご希望の航空便またはホテルが満席で、代案でお伝えした手配内容で、手配のご了解を得た時点でも旅行契約が成立したものといたします。

2) 弊社は電話、郵便及びファクシミリ・電子メール他の通信手段により、予約回答の連絡させていただきます。ご希望の航空便・ホテル等の予約が取れましたら、原則として予約確認書・旅行条件書・請求書を郵送いたします。

3) 請求書の内容に従い、所定の期日までに申込み金 20,000 円もしくは旅行代金の全額をお支払い下さい。申込金は旅行費用又は取消料の一部に充当させて頂きます。なお、期日までにご入金をいただけない場合、ご予約を取消させていただく場合がございますので、予めご注意ください。

注意

1. 所属団体の都合により、どうしてもご出発までにご入金が出来ない場合には必ず事前に予約担当者までお申し出ください。
2. クレジットカードにてのお支払いを希望される場合、手配内容により弊社にて手数料の収受をお願いする場合がございますので、必ず事前にお申し出ください。事後でのお申し出については、お受け出来ない場合がございます。
3. 航空会社等のマイレージ利用によるアップグレードについては、利用可能なクラスの航空券の確保が出来た時点で契約が成立したものとし、アップグレード席が満席で、アップグレードが出来ない場合は、弊社はその責任は負いません。
4. 個人で管理されているマイレージ利用での無料航空券の予約代行については、所定の費用を収受いたします。なお予約・利用条件等については、当該利用航空会社の約款の内容となります。

■お申込金及びご旅行代金のお支払い

お申込金・お1人 20,000 円・もしくはご旅行費用は、指定期日までに下記の口座までお振り込み下さい。出発日が迫っている場合は、全額の入金をお願いする場合がございます。残金のお支払い方法・期日につきましては、予約確認書等の書面にて郵送させて頂きますが、期日が迫っている場合、ファクシミリ・電子メール他の通信方法にて連絡させていただく場合がございます。希望に沿える予約手配が最終的に出来なかった場合、お預した旅行費用より取扱費用を差し引いてご返金いたします。

振込先	銀行支店名： 名古屋銀行 平田町(へいでんちょう)支店
	口座番号： (普) 3275903
	口座名： 株式会社アースデザイン

■契約の変更・取消

格安航空券については、ファイナル(最終確認)をして発券をした後に変更や取消を行う場合、取消・変更手数料金、つまり、運送会社等サービス提供機関に対して支払う手数料が必要になります。なお、各種早期発券割引運賃については、利用されます航空会社の利用条件、約款が適用されますので予約の際にご確認ください。

ホテル、その他の手配については、変更・取消に伴い通信実費と手数料が発生します。ご変更及びお取消しにつきましては、必ず営業時間内にご連絡ください。(土日祭日を除く) 土曜・祭日を含めて、営業時間外の連絡については、対応できず、下記の一覧の費用とは異なる費用がかかる場合がございますので予めご注意ください。

下記の一覧は、格安運賃利用に措ける取消し変更の明細ですが、状況により異なる場合がございますので、予めご注意ください。

旅行業務取扱料金表(予約・変更・取り消し)

■国内旅行 平成 27 年 10 月 1 日 改訂

内容		料金	備考
取扱料金	運送機関・宿泊機関等の手配の場合	1手配につき1,000円以上ご旅行費用総額の20%以内	旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
変更手数料金		運送機関・宿泊施設等それぞれ1件につき1,000円以上当該変更された運送機関・宿泊施設等に係る旅行費用の20%以内とする	手配開始後の変更・取消
取消手数料金		運送機関・宿泊施設等それぞれ1件につき1,000円以上当該変更された運送機関・宿泊施設等に係る旅行費用の20%以内とする	運送・宿泊施設等に対し、取消料・宿泊料・違約金他の名目で支払済み、または、これから支払う費用は別途申し受けます。

相談料金	旅行計画作成のための相談	基本料金:30分 2,000円 以降 30分毎に 2,000円	
	旅行日程表の作成	1件 3,000円	
	旅行代金見積書の作成	1件 3,000円	
	旅行地又は運送・宿泊施設等に関する情報提供	資料1枚につき 1,500円	
空港等でのアシストサービス料金		派遣につき 15,000円	08:00 から 20:00 までの間、日曜、祝祭日、年末年始の場合は 5,000円増しになります。
			交通実費は別途申し受けます
添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員 1名 1日につき 30,000円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
通訳案内ガイド	通訳観光案内	ガイド1名1日につき 40,000円より 内容によりご相談ください	ガイドの交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
通信連絡料金	ご依頼により緊急の現地手配・取消・変更等の通信連絡を行った場合	1件につき 1,000円	電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

(注)

- 1) 上記の各料金については消費税が含まれておりません。
- 2) 「旅行費用」とは運賃、宿泊費用その他の名目で輸送機関は宿泊施設に対して支払う費用です。
- 3) 上記料金は旅行を中止される場合であっても払い戻しはできません。
- 4) 弊社営業時間外での予約変更、取消しは受け付けられませんので予めご了承ください。
- 5) 添乗員・ガイドの拘束時間は原則的には 08:00-20:00 とします。

手配内容		手配・取扱料金	変更手数料金	取消手数料金	特記事項
運送機関・宿泊施設等の複数手配		ご旅行総費用の 20%以内とする	ご旅行総費用の 20%以内とする	ご旅行総費用の 20%以内とする	予約変更に伴う、 乗車券・クーポン・ パス類の再発行は 変更手数料金の対象 となります
ホテル・宿泊施設	1 手配	ご旅行総費用額の 20%以内とする	ご旅行総費用額の 20%以内とする	ご旅行総費用額の 20%以内とする	
レンタカー		下限 2,000 円	下限 2,000 円	下限 2,000 円	
鉄道・バス (座席・寝台予約)	1 手配につき	3,000 円 1 区間追加ごとに 1,000 円加算	3,000 円	券面額の 20%	
海外レイルパス	1 手配	3,000 円	3,000 円		
現地発着ツアー・ 送迎ガイド	1 手配	ツアー費用総額の 20%以内	ツアー費用総額の 20%以内	ツアー費用総額の 20%以内	
船舶・レストラン・ 現地入場券・その他 サービス	1 手配	6,000 円	3,000 円	ツアー費用総額の 20%以内	入場券の変更・ 払戻はできません
日本発国際航空 券	1 名 1 件	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 6,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 6,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 6,000 円)	航空券の種別により 航空会社より請求され る実費は加算されま す。
周回航空券 (世界一周航空券等)	1 名 1 件	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	航空券の種別により 払い戻し出来ないもの もあります。
海外招聘航空券	1 名 1 件	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	ご旅行総費用額の 20%以内 (下限 10,000 円)	

		円)	円)	円)	
ご依頼による航空券のアップグレードの手続き代行など	1名1件	6,000円	6,000円	6,000円	

(注)

- 1) 上記の各料金については消費税が含まれておりません。
- 2) 当該旅行を取消される場合でも、手数料金や手配料金の払い戻しはできません。
- 3) 航空会社、ホテル、その他サービス機関、ツアーオペレーター等へ支払う費用は別途ご請求いたします。
- 4) 旅行費用とは航空運賃、宿泊費用、その他の名目で運輸機関、宿泊施設へ支払う費用です。
- 5) 変更・取消しは利用される運送機関、航空会社、宿泊機関によっては払い戻しができない場合がございます。
- 6) 上記に記載された以外の手配についてはお問合せください。

■責任及び免責

(弁済業務保証金制度および営業保証金)

弊社と旅行契約を締結した旅行者は、その後の経過から当該契約に関し弊社に対して債権を取得した場合で弊社からその支払いを受けられなかったときは、原則として業務保証金制度により弊社が旅行業法第7条第1項の規定に基づいて供託している営業保証金から一定額に達するまでの弁済を受けることができます。

- 1 名称 名古屋法務局
- 2 所在地 名古屋市中区三の丸2丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館

上記に記載のない事項については弊社の [旅行業約款\(手配旅行契約\)](#)をご確認ください。

総合旅行業務取扱管理者 滝島英人

お客様との旅行取引の責任者です。旅行契約に関して担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。